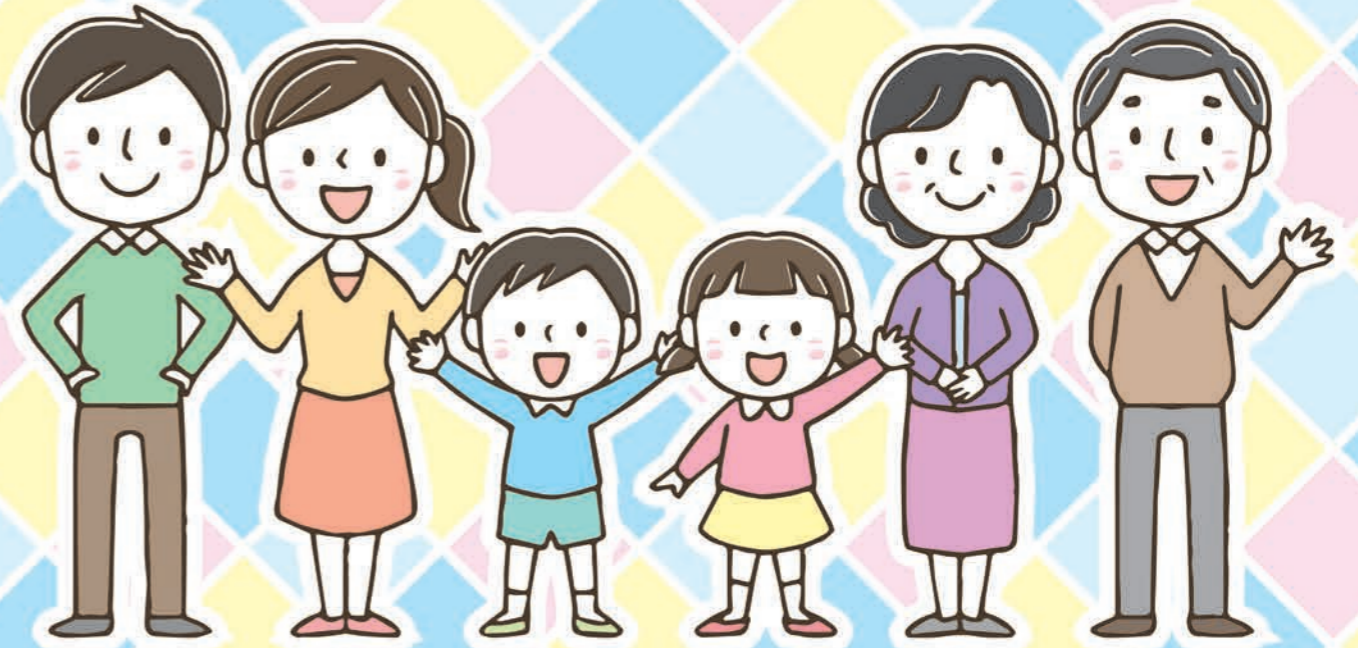


いばらっ子

ぼっけえすくすくプラン

第2期井原市子ども・子育て支援事業計画

(計画期間：令和2～6年度)



計画策定にあたって

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来をつくる力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組みとして「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、すべての子どもに対し、良質かつ適切な内容及び水準で子育て支援を提供するとともに、保護者に対しても子育てを通じた「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

本市においては、平成22年3月に「新・いばら子どもすくすくプラン」、平成27年3月に「いばらっ子ぼっけえすくすくプラン(第1期井原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、「子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感でき、安心して子どもを生み育てられるまち・いばら」を基本理念として、子どもたちを社会全体で支え、子育てを通して親も育っていく地域づくりに取り組んできました。

このたび、第1期計画の計画期間が終了することに伴い、引き続き本市の子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に、より一層推進していくため、「いばらっ子ぼっけえすくすくプラン(第2期井原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定します。

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

教育・保育事業(幼稚園・保育園等)

【事業概要】

幼稚園は13か所あり、すべての園で3歳児教育を行っています。また、就労などの理由で標準時間を超えて保育を希望する家庭のために、預かり保育を11園で実施しています。

保育園は9か所あり、0～2歳の乳幼児を保育する小規模保育事業所は2か所あります。

【量の見込みと確保方策】

幼児教育を希望する保護者のニーズや幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴う保育ニーズの増加に対応するため、令和2年度より幼稚園の預かり保育時間を延長するとともに、保育士確保対策等を推進し、供給量の確保に努めます。

1号認定

3～5歳の幼児教育を希望する認定区分

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	320	308	301	291	283
確保の内容	320	308	301	291	283
幼稚園	320	308	301	291	283
過不足	0	0	0	0	0

2号認定

3～5歳の保育を必要とする認定区分

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	373	365	376	369	370
確保の内容	373	365	376	369	370
保育園	373	365	376	369	370
過不足	0	0	0	0	0

3号認定

0～2歳の保育の必要がある認定区分

0歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	63	61	59	57	55
確保の内容	63	61	59	57	55
保育園	58	56	54	52	50
小規模保育事業所	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0

1～2歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	310	316	302	295	285
確保の内容	310	316	302	295	285
保育園	297	303	289	282	272
小規模保育事業所	13	13	13	13	13
過不足	0	0	0	0	0



●お問い合わせ先●

井原市子育て支援課

〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1
TEL:0866-62-9517 FAX:0866-62-9310

基本目標1

子どもたちが健やかに育つまちづくり

子どもの心と体をはぐくみ、子どもたちが健やかに生まれ育つまちを目指し、妊娠や出産、子育て期間を通じて切れ目のない総合的な支援を推進します。

また、母子保健・医療・福祉・教育など関係機関の緊密な連携のもと、妊娠期から乳幼児期に至るまでの発達段階に応じた相談・支援体制や、保護者の育児不安の軽減、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、ライフステージに応じた施策を継続し、より一層の充実を図ります。

さらに、子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成に取り組み、子どもの生きる力を育成し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

基本施策（1）子どもと親の健康づくり

- ①総合的なサービスの提供 ②母子保健事業の充実 ③発達段階に応じた相談体制の充実
- ④食育の推進 ⑤小児生活習慣病予防の推進 ⑥不妊・不育治療費助成の充実 ⑦小児救急医療の確保

基本施策（2）子どもの健やかな成長

- ①幼児教育の推進 ②生きる力を養う教育の推進 ③思春期保健対策 ④次代の親の育成

基本施策（3）児童虐待・いじめ防止対策の充実

- ①児童虐待の未然防止対策 ②関係機関・地域との連携強化 ③いじめ問題対策の推進



基本目標2

子どもを安心して生ま育てられるまちづくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が多い状況の中、多様な子育て支援体制の充実を図り、子どもを安心して生ま育てることができるまちを目指します。

子育て支援体制の充実には、相談体制や情報提供体制の充実、本市独自の経済的支援施策を継続するほか、多様化するニーズに対応するため、幼稚園の預かり保育時間の延長を行うなど、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。また、障害児やひとり親家庭等、様々な家庭の状況に寄り添った支援の充実を図ります。

基本施策（1）子育て相談体制の充実

- ①相談体制の充実 ②情報提供体制の充実

基本施策（2）多様な子育て支援サービスの充実

- ①乳幼児保育の充実 ②延長保育の充実 ③一時預かりの充実 ④休日保育の整備
- ⑤病（後）児保育の充実 ⑥園舎の建設整備 ⑦幼稚園の3歳児教育の充実
- ⑧幼稚園児の預かり保育の充実 ⑨職員の資質及び専門性の向上 ⑩施設のあり方の検討

基本施策（3）障害児支援の促進

- ①障害児相談体制の充実 ②情報提供体制の充実 ③療育体制の充実
- ④身体障害・知的障害児童年金等の支給

基本施策（4）経済生活支援の充実

- ①医療費、教育費の負担軽減 ②保育料の負担軽減

基本施策（5）ひとり親家庭等の自立支援

- ①経済生活支援の充実 ②ひとり親家庭の相談体制の充実

基本施策（6）子育てと仕事の両立

- ①多様な働き方の実現 ②男女共同参画社会の実現



基本目標3

地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

地域は、子どもにとって社会性や自主性を培う重要な場であり、様々な体験や活動ができるような環境づくりを行い、地域ぐるみで子育てを行うまちを目指します。

多様な子育て資源の掘り起こしや地域における子どもの居場所づくり、人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、地域における子育て支援活動の充実を図ります。

また、自然体験・社会体験・運動・遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

基本施策（1）子育て支援のネットワークづくり

- ①地域社会全体の気運の醸成 ②地域子育て支援センターの充実 ③子育て支援ネットワークの充実
- ④子育てサポート事業の推進 ⑤地域における子育て支援活動の充実

基本施策（2）地域における子育て支援の体制づくり

- ①母親クラブの充実 ②幼児教育学級・家庭教育学級等の充実
- ③放課後子ども教室等による交流・学習機会の提供 ④子育てサポーターの養成
- ⑤放課後児童クラブの充実 ⑥児童会館 ⑦つどいの広場 ⑧保育園・幼稚園の地域開放

基本施策（3）子どもの健全育成のための活動の推進

- ①子ども会・少年団の育成、支援 ②青少年の健全育成 ③有害環境対策の推進
- ④文化・スポーツ活動団体の支援 ⑤子誉め条例による顕彰



基本目標4

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

豊かな自然環境の中で、子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らすことができるまちを目指し、子育てに配慮した環境の整備や情報提供、安心して定住できる環境づくりに努めます。

また、地域や関係機関と協力し、子どもを事故や犯罪等から守るため、交通安全対策や犯罪の被害から守る活動など、地域全体で子どもを見守る活動の推進を図ります。

基本施策（1）ぬくもりの伝わる環境整備

- ①子育てに配慮した環境の整備 ②子どもの遊び場の確保と整備

基本施策（2）快適な生活環境の整備

- ①住環境の整備 ②社会基盤（道路・交通網、上下水道）の整備

基本施策（3）子どもの安全の確保

- ①子どもの年齢に応じた交通安全指導・交通安全を確保するための活動の推進
- ②子どもを犯罪等から守るための活動の推進

